

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 第 号	氏 名	掛貝 祐太
論文審査担当者	主 査	：松沢 裕作（慶應義塾大学経済学部教授 博士（文学））	
	副 査	：金子 勝（慶應義塾大学経済学部名誉教授 修士（経済学））	
		：井手 英策（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
	面接担当	：飯田 恭（慶應義塾大学経済学部教授 博士（経済学））	
		：山田 浩之（慶應義塾大学経済学部教授 Ph.D.）	
（論文審査の要旨）			
論文題名：現代スイスの多面的な財政民主主義			
<p>本提出論文は、1990年代のスイス財政を素材に、普遍主義を選別主義と対比させ、後者の相対的な優位性を説いてきた既存の福祉国家研究を批判的に検討した財政史研究である。従来、普遍主義は、財政規模の大きな政府に結びつく一方、政府や社会への高い信頼度を実現し、成長と平等を調和させる傾向を持つとされてきた。これに対し、スイスでは、歴史的に選別主義的な財政システムが形成され、小さな政府が堅持されてきたが、同時に、高い政府への信頼度、低い所得格差が実現されてきた。こうした特異性を持つスイスであったが、Kriesi, Trechselらによる通説的な理解では、世界経済を新自由主義が席卷した1990年代後半以降、同国においても、規制緩和や歳出削減圧力が強まり、新自由主義への転回が起きたと言われる。しかし、本論文では、国民投票やレファレンダムといった政治制度に加えて、州の強い拒否権、州間の政策協調などを背景に、こうした転回が実質的にはなされなかった現実について、政府アーカイブの一次史料や議会資料、ヒアリング等にもとづいて、丁寧な考察を加えている。</p> <p>第一章では、スイスの税制・財政構造について量的な把握が行われ、新自由主義の浸透という観点から、スイス政府の政策方針に大きな影響を与えたとされるふたつの白書が検討される。1991年公刊の <i>Schweizerische Wirtschaftspolitik im internationalen Wettbewerb</i> では、スイスの国際競争力を高めるために、国家が独占してきた経済領域の市場化、カントン間の租税競争、国家による経済活動への介入の抑制、歳出抑制といった新自由主義的な政策指針が示された。これに続く95年公刊 <i>Mut zum Aufbruch. Eine wirtschaftspolitische Agenda für die Schweiz</i> でも、歳出削減および法人課税の軽減が打ち出された。しかし、その一方で、91年白書において批判的に扱われ、95年に売上税から変更された付加価値税が肯定的に評価されている事実に本章は注目する。実際、95年白書後の歳入構造を見てみると、付加価値税が導入されたにもかかわらず、一般政府部門の総税収に占める法人課税の比率は上昇していた。また、歳出面でも、中期的な歳出削</p>			

減が志向された一方で、社会保障の削減案は国民投票によって廃案とされた。以上の分析をつうじて、新自由主義的な政策潮流が必ずしもスイス政府において定着したわけではないのではないか、という問題提起が行われる。

第二章で取り上げられるのは、第一章と同時期に行われた失業保険・労働政策改革である。既存の研究では、スイスでは、歴史的に政治アクター間、とりわけ、連邦政府と州、州の間での妥協的な合意形成が行われてきたが、この改革によって、地方の負担が増大し、集権化が進められるなか、以上の政治的、文化的特質が形骸化した点が批判的に検討された。これに対し、本章では、連邦レベルの改革に先行する「下からの改革」に着目しつつ、これらの研究を批判する。たしかに、95年の連邦法改正を受けて創設された地域雇用センターでは、積極的労働市場政策の一部が民営化され、財源・スタッフといった量的な面で州財政に大きなインパクトを与えた。しかしながら、この民営化じたいは、ザンクトガレン州などで先行して実施されていたものに連邦政府が追従したものであり、また、民営化を行ってもなお、州議会をつうじたサービスの質的検証が行われていた。特に注目すべきは、地方政府の強い拒否権である。当初、連邦政府が数値目標を設定し、NPM 的な統制を州レベルの施策に加えようとしたが、州政府は拒否権を発動し、これを頓挫させたのである。

第三章では、州間の租税競争を取り上げ、州の強い自治権の抱える矛盾とその克服が分析されている。オプヴァルデン州では、財政論的には異様な観すらある「逆進所得税」が住民投票によって可決された。その過程では、パンフレットが州内に全戸配付され、逆進的でありながらも、すべての所得層で所得が改善することを強調し、住民の説得がなされた。税や財政に関する情報開示は、アカウントビリティを高めるうえで重要である。しかし、それが通常の租税の公平感から言えば不公平とみなされる逆進的な税制に関するあやまった理解を生み出したのであった。従来から、スイスでは、内外の「協調」によって、租税競争の防止が期待されてきた。しかし、以上の決定は、連邦法の盲点をつくものであり、さらに税の引き下げ競争を懸念する EU からの「協調」圧力に対して、世論の強い反発がもたらされたことの結果でもあった。こうした閉塞状況を打開したのが、連邦裁判所による違憲判決であった。この判決は、この訴訟を提起することを目的に転居してきた少数政党に属する一政治家と、匿名の住民による違憲訴訟を提起したことによるもので、自治の矛盾が、別の回路によって解消されたのであった。こうした別の回路の存在は、スイスの財政民主主義において、闘技的民主主義的要素や立憲民主主義的要素といった多様な民主主義の要素が介在していることを示している。

論文審査の要旨

No.3

第四章では、政府間財政調整制度改革をめぐる政治的意思決定過程について分析される。先にも触れたように、先行研究では、1990年代のスイス財政は、債務残高が増加するなかで、緊縮路線・新自由主義路線を採用したことが強調されてきた。日本や他の欧州諸国を念頭に置くとわかるように、こうした局面では、連邦政府や中央政府の歳出が削減され、同時に、地方政府の実質負担が増大する。たしかに、90年代に議論が開始されたスイスの財政調整制度改革では、当初、新自由主義的な政策潮流が全面化していた。ところが、欧州統合をめぐる議論が混乱するなか、連邦と州が討議する新たな環境の整備が進められることとなった。これを受けた州政府会議の創設、事前聴取制の採用によって、各州が政治的な動きを強めることが可能となり、連邦政府の負担軽減への動きへの抵抗もまた強まった。こうして、財政調整制度は、地方の負担を大きくすることなく、水平的な財政調整機能を強めながら、財源力の強い州から弱い州への財源移転を大幅に強化するかたちで成立することとなったのである。

第五章では、年金改革を題材としながら、95年に国民投票により採択された第10次基礎老齢・遺族年金改正および2004年に国民投票で否決された第11次基礎老齢・遺族年金改正案の政策決定過程について制度的・歴史的な考察を試みている。これらの改革が行われた背景には、90年代初頭からの新自由主義路線と90年代末から躍進した右派ポピュリズム政党による福祉の削減要求とが重なりあっていた。こうした不安定な政治状況のなかで、ふたたび、スイスの政治的特徴である拒否権プレイヤーの多さ、党間やアクター間でコンセンサスを重視する政治文化が機能した。とりわけ注目されるのは、パッケージ化された政策群を個別テーマに分割しつつ、議会、そして国民投票で採決する「イシューの分割」が意図的に行われた点であった。この結果、男女平等個人年金が導入された一方、合意形成の困難なものは廃案へと導かれ、増税案とともに歳出削減案が否決されることとなったのである。

終章では、明らかにされた知見が、民主主義の規範理論における熟議民主主義および闘技民主主義といった概念と接合されることによって、財政民主主義概念の拡張・豊富化に貢献しうる指摘されている。

本論文は、スイス国内の一次資料やインタビューを駆使して行われた財政史研究であり、学会誌を中心とした査読付論文四本をベースに執筆されたものである。政治理論での新たな民主主義論の視座を導入することによって、福祉国家研究の土台にある「選別主義」対「普遍主義」という二項対立的な構図を批判的に検討した野心的な研究であるが、審査の過程ではいくつかの重要な批判が行われた。

まず、北歐的な文脈で語られることの多かった普遍主義であるが、近年では、それとは異なる位相において普遍主義が語られつつあるなかで、以上の二項対立の意味が変化していることのほうが重要ではないかとのコメントが寄せられた。また、スイスにおける意思決定のあり方が、熟議民主主義と呼ぶにふさわしい現実を備えているかどうかも問われた。また、スイスの歴史的背景を捨象した進歩史観を想起させる説明が妥当か、

論文審査の要旨

No.4

本稿では肯定的に評価される分権化と財政規律の関係の不明確さ、新自由主義路線からの政策の距離を評価するうえでの基準のあいまいさといった疑問も提出された。

しかしながら、1990年代スイス財政をめぐる歴史的事実の解明という財政史への貢献、スイスの意思決定過程の分析を通じ、かつ現代民主主義論を踏まえた財政民主主義論への貢献という二点において、本論文の価値は大きなものがあり、これらの批判的コメントを踏まえてもなお、上記二点の貢献はゆるがない。

以上の理由により、審査担当者は全員一致して、本学位請求論文が博士（経済学）の学位を授与されるに十分値するものであるとの結論に達した。